

## 別添

### 通信指令技能指導員等運用要綱

#### 第1 目的

この要綱は、通信指令技能指導員及び通信指令準技能指導員（以下「指導員等」という。）の指定及び運用に関して必要な事項を定め、初動警察活動に従事する警察官の通信指令技能の向上及び技能伝承を推進することにより、初動警察活動の強化を図ることを目的とする。

#### 第2 職務

- 1 通信指令技能指導員（以下「技能指導員」という。）は、通信指令に関する次に掲げる職務を行う。
  - (1) 所属職員への指導教養及び他所属からの派遣要請に基づく指導教養
  - (2) 学校教養及び通信指令課が主催する会議、研修会における指導教養
  - (3) 各種教養資料及び業務マニュアル等の作成
- 2 通信指令準技能指導員（以下「準技能指導員」という。）は、所属職員に対し次に掲げる職務を行う。
  - (1) 通信指令現場における実戦的な指導教養
  - (2) 通信指令に関する集合教養、研修会等の開催による指導教養

#### 第3 指定基準

- 1 技能指導員には、警部、警部補又は巡査部長の階級にある警察官であって、次に掲げる指定基準のいずれかに該当するものをもって充てる。
  - (1) 生活安全部通信指令課（生活安全部地域課の附置機関であった通信指令室を含む。以下「通信指令課」という。）勤務員として2年以上の勤務経験を有し、通信指令業務に関し卓越した技能及び指導力を有すること。
  - (2) 前号と同等の能力を持つと生活安全部長が認めた者であること。
- 2 準技能指導員には、警部、警部補又は巡査部長以上の階級にある警察官であって、次に掲げる指定基準のいずれかに該当するものをもって充てる。
  - (1) 現に警察署の地域課長（地域交通課長を含む。）又は通信指令担当者として通信指令業務に従事し、優れた技能及び指導力を有すること。
  - (2) 過去に通信指令課において通信指令業務の従事経験を有し、優れた技能及び指導力を有すること。

#### 第4 指定及び解除の手続

##### 1 技能指導員

- (1) 生活安全部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）は、技能指導員としての適格性が認められる警察官について、当該職員の所属長と協議した上で、通信指令技能指導員推薦書（別記様式第1号）により、生活安全部長に推薦するものとする。

- (2) 生活安全部長は、通信指令課長が推薦した者の中から適任者を技能指導員に指定し、通信指令技能指導員指定書（別記様式第2号）を交付するものとする。この場合、通信指令課長は通信指令技能指導員名簿（別記様式第3号）に登載するものとする。
- (3) 技能指導員の指定期間は1年とする。ただし、再指定を妨げない。
- (4) 生活安全部長は、技能指導員が次のいずれかに該当するときは、指定を解除するものとする。
  - ア 他の所属に配置換えとなったとき。
  - イ 技能指導員としての職務の遂行に支障が生ずると認められる事由が生じたとき。
- (5) 技能指導員の指定解除は、所属長を通じて当該職員に通知するとともに、通信指令課長は通信指令技能指導員名簿から該当者を削除するものとする。

## 2 準技能指導員

- (1) 警察署長（以下「署長」という。）は、準技能指導員として適格性が認められる警察官を通信指令準技能指導員指定協議書（別記様式第4号）により、生活安全部長の承認を得て指定するものとする。この場合、署長は通信指令準技能指導員指定書（別記様式第5号）を交付し、通信指令課長は通信指令準技能指導員名簿（別記様式第6号）に登載するものとする。
- (2) 準技能指導員の指定期間は1年とする。ただし、再指定を妨げない。
- (3) 署長は、準技能指導員が前項第4号ア又はイのいずれかに該当することになったときは、その指定を解除し、通信指令課長に通知するものとする。この場合、通信指令課長は通信指令準技能指導員名簿から該当者を削除するものとする。

## 第5 技能指導員の派遣

- 1 所属長は、他の所属の技能指導員による指導教養を行おうとするときは、通信指令技能指導員派遣要請書（別記様式第7号）により、通信指令課長を経由して、生活安全部長に派遣を要請するものとする。
- 2 通信指令課長は、前項の通信指令技能指導員派遣要請書を受理したとき及び警察学校における教養又は通信指令課主催による会議等において技能指導員による教養を行おうとするときは、生活安全部長の承認を得て、当該技能指導員の所属長に派遣を要請するものとする。

## 第6 技能指導員等に対する教養

通信指令課長は、先進的かつ効果的な通信指令業務を実施している都道府県への派遣研修、通信指令技能指導員研修会の開催等により、技能指導員等の資質向上に努めなければならない。

## 第7 報告

所属長は、技能指導員等の活動状況について通信指令技能指導員等活動結果報告書（別記様式第8号）により半年報で生活安全部長に報告するものとする。